

保発 0428 第 17 号  
平成 28 年 4 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

### 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について

平成 27 年 5 月 29 日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)による改正後の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 75 条の 7 において、都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるため、年度ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとされた。

また、法第 82 条の 3 において、都道府県は、毎年度、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値(市町村標準保険料率)及び当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値(都道府県標準保険料率)(以下これらを「標準保険料率」という。)を算定し、これらを公表するとともに当該都道府県内の市町村に通知するものとされた。

今般、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に資するよう、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」を別添 1 のとおり定めたので、別添 2 の参考資料とあわせて貴都道府県内保険者等に周知等を図るとともに、その運用に当たって十分留意の上、遺漏なきを期されたい。